

平成24年6月27日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

調査官 松尾 保

専門官 田部 美樹

労使関係第二係（内線 7667、7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

平成23年労働協約等実態調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁
結果の概要	
1 労働協約の締結状況	4 頁
2 労働協約等の事項別締結状況	7 頁
3 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況	9 頁
4 労働協約等の運営状況	13 頁
5 労使関係についての認識	16 頁

平成23年労働協約等実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス(http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/index.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容及びその運用等の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次に掲げる16大産業。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 労働組合

上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員数規模30人以上の単位労働組合（下部組織がない労働組合）のうちから一定の方法により抽出した約4,100労働組合

3 調査事項

- (1) 労働組合の属性に関する事項
- (2) 労働協約の締結状況
- (3) 労働協約等の運営状況
- (4) 労使関係についての認識

4 調査の時期

平成23年6月30日現在の状況について、平成23年7月1日から7月20日まで調査を行った。

5 調査の方法

都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査対象労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む）し、労働組合が調査票に記入した後、同職員が調査票を回収した（一部郵送を含む）。

6 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労政主管課－労政主管事務所－労働組合

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 4,086 有効回答数 2,597 有効回答率 63.6%

主な用語の定義

「労働協約」

この調査では、名称の如何を問わず労働組合と使用者又はその団体との間に結ばれる労働条件その他に関する取決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

ただし、労働基準法等に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結している」には含まない。労働基準法第18条第2項(労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定)、同第24条第1項(賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く)、同第36条(時間外及び休日労働に関する協定)等。

「上部組織」

当該労働組合が、支部、分会等の場合に本部労働組合のことをいう。

「包括協約」

労使関係上、想定し得る課題に対して、事前に労働協約の各効力を条文として定め、基本的なルールを包括的に規定している労働協約であり、例えば一般協約、基本協約、包括協約等の名称で呼ばれているものをいう。

「自動延長規定」

例えば「本協約改訂交渉中に有効期間満了になったときは、新協約締結まで本協約を有効とする」というような労働協約の規定をいう。

「自動更新規定」

例えば「本協約の有効期間は1年とする。ただし、期間満了1か月前までに当事者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に同一期間有効とする」というような労働協約の規定をいう。

「就業規則」

事業場において、その労働者の労働条件の具体的細目と労働者の守るべき職場規律を定めた規則をいう。労働基準法第89条で「常時10人以上の労働者を使用する事業場においては一定事項について使用者は就業規則を作成する」ことが義務づけられている。

「ユニオン・ショップ」

従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならないという規定をいう。

「唯一交渉団体」

使用者は当該労働組合を唯一の交渉団体と認め、他の団体との交渉を行わないという規定をいう。

「チェック・オフ」

使用者が組合員の賃金から組合費その他の労働組合の徴収金を天引き控除し、労働組合へ直接渡すことをいう。

「争議行為中の遵守事項（スキップ禁止等）」

争議行為中に使用者が臨時労働者等を雇い操業を継続することを禁止する協定（いわゆるスキップ禁止協定）等労使が合意して争議行為中における禁止行為を定めることをいう。

「変形労働時間制」

原則的な労働時間制の一定の期間内での時間配分の例外を認める制度をいい、「1か月単位の変形労働時間制」、「フレックスタイム制」、「1年単位の変形時間労働制」、「1週間単位の変形労働時間制」の4制度を含む。

「みなし労働時間制」

「事業場外労働のみなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」のことであり、業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

「介護休暇制度」

老親、配偶者等の介護のために一定期間の休業（雇用契約は継続しつつも労働義務を免除すること）を認める制度をいう。有給・無給を問わない。

「看護休暇制度」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する際、子が1人の場合は1年に5日、子が2人の場合は10日を限度として、負傷又は疾病にかかった子の世話をを行うためや予防接種、健康診断を受けさせるための休暇制度をいう。有給・無給を問わない。

「業務上災害の法定外補償」

労働者の業務上災害に対する法定の額又は適用の範囲を上回る補償に関することをいう。

「住宅管理制度」

社宅、借り上げ社宅、独身寮等の施設を希望する労働者に提供できるようにこれらの施設を事業主が管理する制度をいう。

「苦情処理機関」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関、例えば苦情処理委員会等をいう。

「パートタイム労働者」

一般の正規労働者より1日の所定労働時間が短いか、又は1週間の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「有期契約労働者」

常用労働者であって、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者及び当該事業所を出向先とする出向社員を除く。

「同意」

人事に関する事項（昇格、解雇、懲戒処分、配置転換、出向、海外勤務、正社員の採用計画、正社員以外の採用計画をいう。以下、同じ。）を行う前に、使用者が労働組合の承認、了解等を取りつける場合をいう。

「協議」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合と協議又は相談する場合をいう。

「意見聴取」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合の意見を聴取する場合をいう。

「事前通知」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合に対し該当者の氏名その他を事前に通知する場合をいう。

「事後通知」

人事に関する事項を行う前に、使用者が労働組合に対し該当者の氏名その他を事後に通知する場合をいう。

「教宣活動」

労働組合における教育・宣伝活動をいう。

利用上の注意

- 1 統計表に用いている符号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、上記以外の数値がないもの、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- 2 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

結果の概要

1 労働協約の締結状況

(1) 労働協約の締結状況

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の状況をみると、「締結している」91.4%〔平成18年調査（以下、「前回」という。）89.0%〕、「締結していない」8.6%〔前回11.0%〕となっている。

企業規模別では、規模が大きいほど、労働協約を「締結している」とする労働組合の割合が概ね高くなっている。（第1-1表、第1-2表）

第1-1表 企業規模、労働協約の締結の有無別労働組合割合

					(単位：%)				
区 分		計		労働協約 を締結 している	労働協約 を締結 していない	平成18年 労働協約を 締結している			
計		[100.0]	100.0	91.4	8.6	89.0			
< 企業規模 >									
5,000	人 以 上	[25.0]	100.0	97.5	2.5	97.2			
1,000	～ 4,999 人	[19.4]	100.0	93.3	6.7	93.4			
500	～ 999 人	[10.0]	100.0	91.6	8.4	88.1			
300	～ 499 人	[10.1]	100.0	90.8	9.2	85.8			
100	～ 299 人	[20.6]	100.0	85.1	14.9	84.5			
30	～ 99 人	[14.9]	100.0	87.5	12.5	79.5			
平成18年計		[100.0]	100.0	89.0	11.0	…			

注：〔 〕内の数値は、企業規模別労働組合の構成割合である。

第1-2表 産業、労働協約の締結の有無別労働組合割合

					(単位：%)				
区 分	計		労働協約 を締結 している	労働協約 を締結し ていない	平成18年				
	計	労働協約 を締結 している			労働協約 を締結し ていない	計	労働協約 を締結 している	労働協約 を締結し ていない	
計	[100.0]	100.0	91.4	8.6	計	[100.0]	100.0	89.0	11.0
< 産 業 >					< 産 業 >				
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.1]	100.0	100.0	-	鉱 業	[0.2]	100.0	90.0	10.0
建設業	[3.9]	100.0	92.3	7.7	建 設 業	[4.1]	100.0	96.8	3.2
製造業	[32.5]	100.0	91.9	8.1	製 造 業	[33.9]	100.0	88.5	11.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[2.9]	100.0	99.0	1.0	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[2.8]	100.0	99.0	1.0
情報通信業	[3.6]	100.0	94.1	5.9	情 報 通 信 業	[4.0]	100.0	89.9	10.1
運輸業、郵便業	[17.0]	100.0	95.6	4.4	運 輸 業	[17.2]	100.0	96.4	3.6
卸売業、小売業	[13.9]	100.0	96.5	3.5	卸 売 ・ 小 売 業	[13.5]	100.0	91.8	8.2
金融業、保険業	[7.0]	100.0	93.8	6.2	金 融 ・ 保 険 業	[7.2]	100.0	88.7	11.3
不動産業、物品賃貸業	[0.4]	100.0	80.8	19.2	不 動 産 業	[0.4]	100.0	84.5	15.5
学術研究、専門・技術サービス業	[2.3]	100.0	90.9	9.1	飲 食 店 ， 宿 泊 業	[0.8]	100.0	88.7	11.3
宿泊業、飲食サービス業	[1.0]	100.0	90.1	9.9	医 療 ， 福 祉	[4.8]	100.0	77.3	22.7
生活関連サービス業、娯楽業	[0.9]	100.0	85.0	15.0	教 育 ， 学 習 支 援 業	[3.4]	100.0	67.9	32.1
教育、学習支援業	[3.2]	100.0	69.8	30.2	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[2.6]	100.0	73.9	26.1
医療、福祉	[5.3]	100.0	79.8	20.2	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[5.4]	100.0	81.5	18.5
複合サービス事業	[3.8]	100.0	79.6	20.4					
サービス業(他に分類されないもの)	[2.0]	100.0	77.4	22.6					

注：1)〔 〕内の数値は、産業別労働組合の構成割合である。

2)平成18年の産業は、平成14年3月改定日本標準産業分類による。

(2) 労働協約を締結している場合の状況

ア 締結のレベル別状況

労働協約を締結している労働組合について、労働協約はどのレベルにおいて締結されているかをみると、「当該労働組合において締結」71.4% [前回 70.2%]、「上部組織において締結」23.0% [前回 23.8%]、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」5.0% [前回 6.0%]となっている（第2表）。

第2表 労働協約の締結のレベル別労働組合割合

区 分	労働協約を締結している計	当該労働組合において締結	上部組織において締結	当該労働組合及び上部組織双方において締結
計	100.0	71.4	23.0	5.0
< 企業規模 >				
5,000人以上	100.0	41.3	47.5	10.5
1,000～4,999人	100.0	64.1	28.7	7.2
500～999人	100.0	74.6	22.8	1.9
300～499人	100.0	85.5	13.1	1.4
100～299人	100.0	93.9	3.3	2.4
30～99人	100.0	95.5	3.0	0.2
平成18年計	100.0	70.2	23.8	6.0

注：表頭「労働協約を締結している計」には「不明」が含まれる。

イ 周知の状況

労働協約を締結している労働組合について、その周知の状況をみると、「周知徹底を図るための措置を講じている」86.4% [前回 92.3%]、「周知のための措置を何も講じてない」9.9% [前回 7.5%]となっている。

「周知徹底を図るための措置を講じている」労働組合について、その方法（複数回答）をみると、「職場ごとに回覧、掲示」40.4% [前回 34.3%]、「労働組合員全員に配布」39.7% [前回 51.8%]、「電子的手段（インターネット、LANなど）の活用」32.8% [前回 24.0%]、「説明会の開催」23.2% [前回 24.0%]となっている。（第3表）

第3表 労働協約の周知方法別労働組合割合

区 分	労働協約を締結している計	複数回答							何も講じていない	
		周知徹底を図るための措置を講じている		労働組合員全員に配布	職場ごとに回覧、掲示	説明会の開催	電子的手段（インターネット、LANなどの活用）	その他		
計	100.0	86.4	(100.0)	(39.7)	(40.4)	(23.2)	(32.8)	(7.1)	9.9	
< 企業規模 >										
5,000人以上	100.0	90.1	(100.0)	(37.6)	(48.8)	(22.3)	(45.6)	(11.8)	6.5	
1,000～4,999人	100.0	89.1	(100.0)	(40.1)	(31.1)	(12.9)	(44.0)	(5.3)	7.6	
500～999人	100.0	89.8	(100.0)	(41.9)	(30.9)	(25.4)	(32.5)	(5.2)	6.2	
300～499人	100.0	87.6	(100.0)	(40.7)	(42.6)	(31.4)	(22.4)	(1.7)	11.1	
100～299人	100.0	79.1	(100.0)	(35.2)	(46.5)	(24.8)	(18.7)	(7.3)	16.9	
30～99人	100.0	81.9	(100.0)	(47.0)	(34.7)	(30.9)	(15.6)	(5.4)	11.5	
平成18年計	100.0	92.3	(100.0)	(51.8)	(34.3)	(24.0)	(24.0)	(7.4)	7.5	

注：1) 表頭「労働協約を締結している計」には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、「周知徹底を図るための措置を講じている」を100とした数値である。

(3) 包括協約の有無、有効期間

ア 包括協約の有無、有効期間の定めの有無の状況

労働協約を締結している労働組合のうち「包括協約がある」労働組合は65.5% [前回 67.3%] となっており、更にそのうち「有効期間の定めがある」のは64.3% [前回 77.4%] となっている（第4表）。

第4表 包括協約の有無、有効期間の定めの有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	労働協約を 締結している 計	包括協約 がある		有効期間 の定めが ある	有効期間 の定めが ない	包括協約 がない
計	100.0	65.5	(100.0)	(64.3)	(30.5)	34.3
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	75.9	(100.0)	(70.4)	(24.5)	23.8
1,000 ～ 4,999 人	100.0	67.0	(100.0)	(70.7)	(24.6)	32.8
500 ～ 999 人	100.0	57.2	(100.0)	(77.3)	(19.5)	42.2
300 ～ 499 人	100.0	63.2	(100.0)	(48.1)	(37.3)	36.8
100 ～ 299 人	100.0	61.0	(100.0)	(56.8)	(40.1)	38.9
30 ～ 99 人	100.0	57.3	(100.0)	(53.2)	(43.5)	42.5
平成 18 年 計	100.0	67.3	(100.0)	(77.4)	(22.6)	32.5

注：1) 表頭「労働協約を締結している計」には包括協約の有無不明が含まれる。

2) 表頭「包括協約がある」には包括協約の有効期間の定めの有無不明が含まれる。

3) ()内の数値は、「包括協約がある」計を100とした数値である。

イ 有効期間、自動延長規定等の有無別状況

包括協約について「有効期間の定めがある」とする労働組合について有効期間をみると、「1年以下」65.1% [前回 63.3%]、「1年を超え3年未満」27.8% [前回 28.7%]、「3年」7.1% [前回 8.0%] となっている。

また、「有効期間の定めがある」とする労働組合について自動延長規定等の有無をみると、「自動延長規定あり」41.8% [前回 48.3%]、「自動更新規定あり」39.1% [前回 38.3%]、「規定なし」18.3% [前回 13.4%] となっている。（第5表）

第5表 包括協約の有効期間・自動延長規定等の有無別労働組合割合

(単位：%)

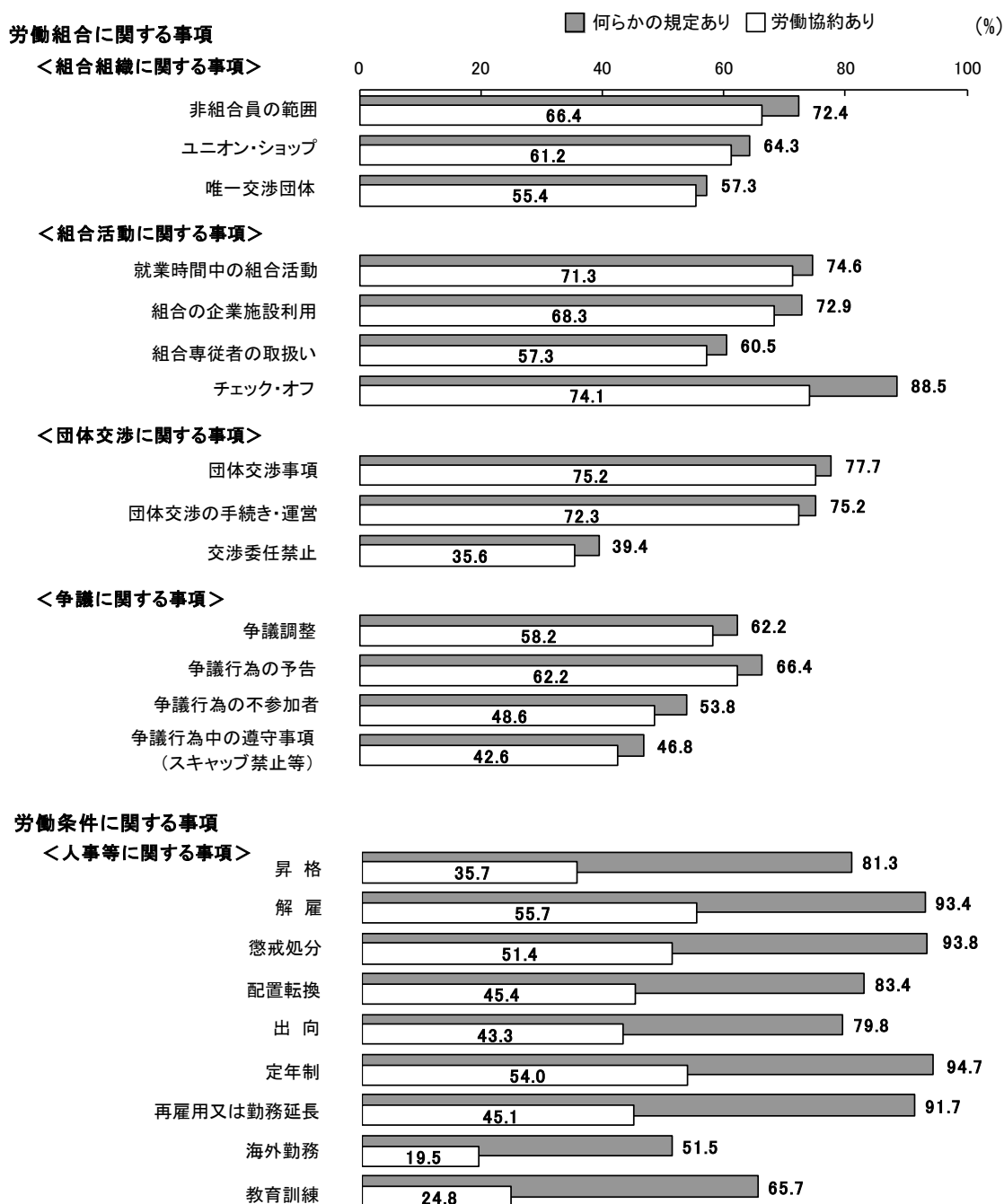
区 分	有効期間の 定めがある	有効期間			自動延長規定等の有無		
		1年以下	1年を 超え 3年未満	3年	自動延長 規定あり	自動更新 規定あり	規定なし
計	100.0	65.1	27.8	7.1	41.8	39.1	18.3
< 企 業 規 模 >							
5,000 人 以 上	100.0	65.3	27.5	7.2	38.0	43.7	17.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	60.0	32.8	7.2	38.9	44.4	15.1
500 ～ 999 人	100.0	57.2	37.0	5.7	50.8	31.6	17.6
300 ～ 499 人	100.0	76.4	13.9	9.7	58.9	35.2	3.6
100 ～ 299 人	100.0	61.7	29.3	9.0	44.7	41.0	14.2
30 ～ 99 人	100.0	81.2	16.3	2.5	35.3	19.8	44.9
平成 18 年 計	100.0	63.3	28.7	8.0	48.3	38.3	13.4

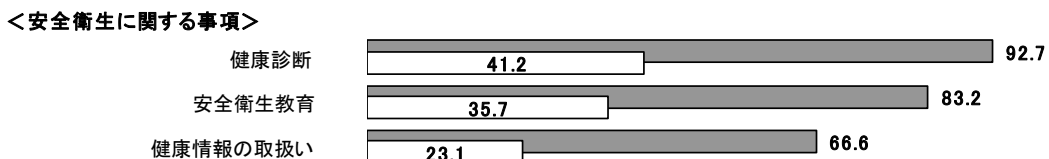
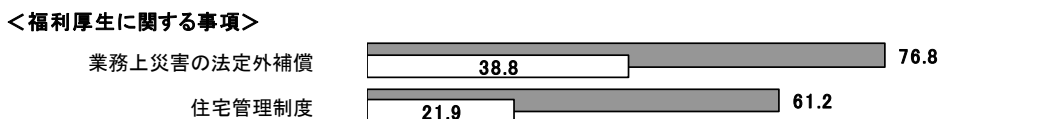
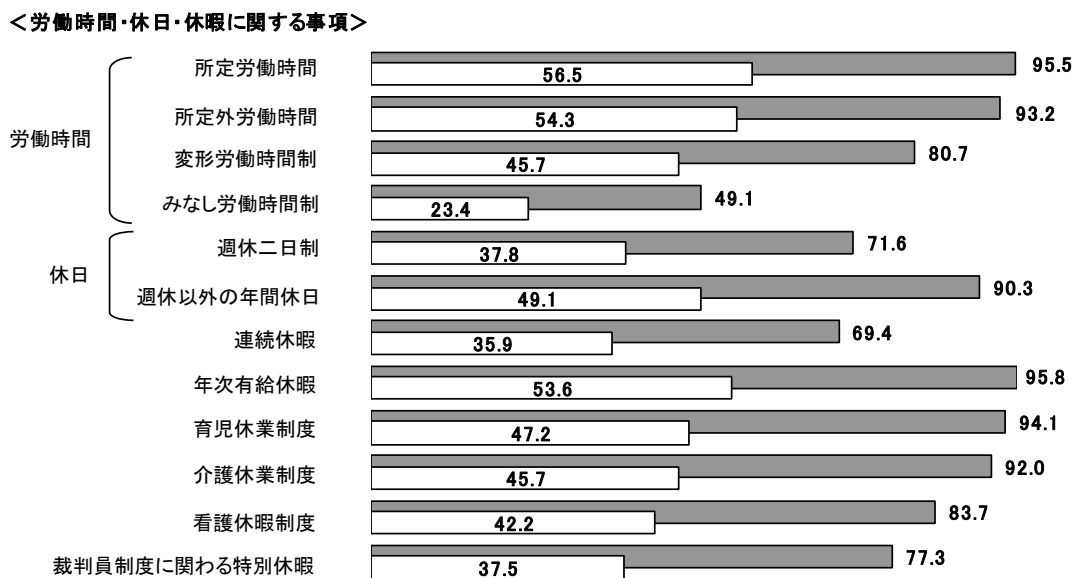
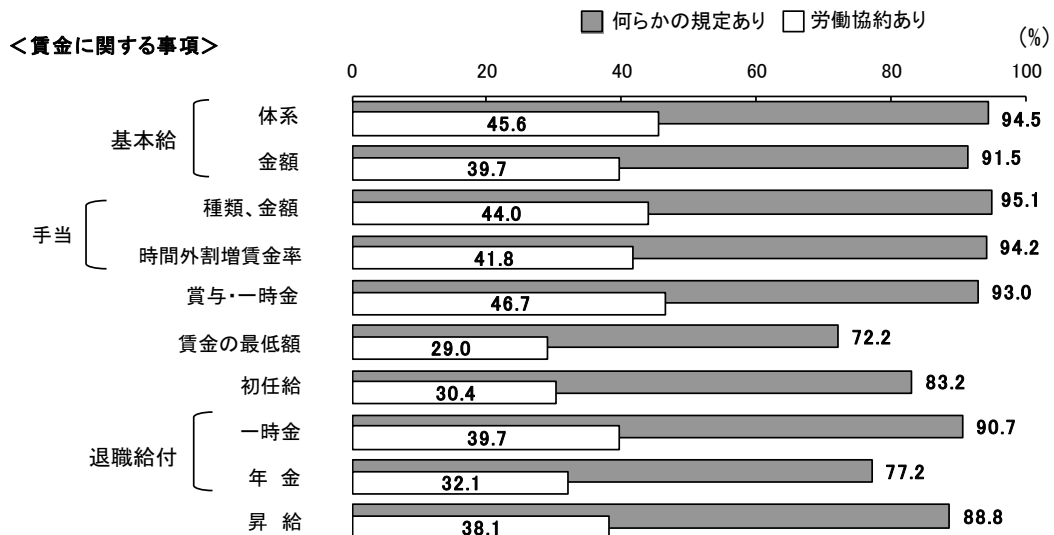
注：表頭「有効期間の定めがある」には自動延長規定等の有無不明が含まれる。

2 労働協約等の事項別締結状況

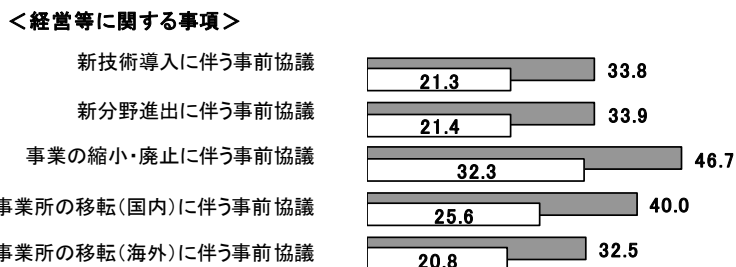
労働組合に関する事項（組合組織、組合活動、団体交渉及び争議に関する事項）と労働条件に関する事項（人事等、賃金、労働時間・休日・休暇、福利厚生及び安全衛生に関する事項）を比較すると、労働組合に関する事項は、何らかの規定（労働協約の他、就業規則、個別の労働契約等を含む）があるとする労働組合の割合は概ね低いものの、そのうち「労働協約」による規定があるとしている労働組合の割合は高くなっている一方で、労働条件に関する事項は、何らかの規定があるとする労働組合の割合は概ね高いものの、そのうち「労働協約」による規定があるとしている労働組合の割合は低くなっている（第1図）。

第1図 事項別労働協約等何らかの規定がある労働組合割合
(全数=100)





その他の事項



注：「不明」を含む全客体を100とした割合である。

3 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況

(1) パートタイム労働者

ア パートタイム労働者の有無及び労働組合員の有無

労働組合が所属する事業所におけるパートタイム労働者の有無をみると、「パートタイム労働者がいる」72.6% [前回 67.2%]、「パートタイム労働者がいない」27.4% [前回 32.5%] となっている。

また、パートタイム労働者がいる事業所について、パートタイム労働者の労働組合員の有無についてみると、「パートタイム労働者の労働組合員がいる」39.3% [前回 19.1%]、「パートタイム労働者の労働組合員がいない」60.7% [前回 80.9%] となっている。(第6表)

第6表 パートタイム労働者の有無、労働組合員の有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	計	パートタイム労働者がいる		パートタイム労働者がいない		パートタイム労働者がいない
		パートタイム労働者の労働組合員がいる	パートタイム労働者の労働組合員がいない	パートタイム労働者の労働組合員がいる	パートタイム労働者の労働組合員がいない	
計	100.0	72.6	(100.0)	(39.3)	(60.7)	27.4
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	78.1	(100.0)	(60.9)	(39.1)	21.9
1,000 ～ 4,999 人	100.0	68.9	(100.0)	(38.7)	(61.3)	31.1
500 ～ 999 人	100.0	74.4	(100.0)	(31.6)	(68.4)	25.6
300 ～ 499 人	100.0	76.0	(100.0)	(25.1)	(74.9)	24.0
100 ～ 299 人	100.0	66.1	(100.0)	(26.4)	(73.6)	33.9
30 ～ 99 人	100.0	73.6	(100.0)	(32.3)	(67.7)	26.4
< 産 業 >						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	56.8	(100.0)	(4.6)	(95.4)	43.2
建設業	100.0	44.4	(100.0)	(32.0)	(68.0)	55.6
製造業	100.0	70.1	(100.0)	(23.5)	(76.5)	29.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.7	(100.0)	(46.7)	(53.3)	41.3
情報通信業	100.0	60.0	(100.0)	(59.6)	(40.4)	40.0
運輸業，郵便業	100.0	67.2	(100.0)	(35.9)	(64.1)	32.8
卸売業，小売業	100.0	83.9	(100.0)	(60.5)	(39.5)	16.1
金融業，保険業	100.0	80.7	(100.0)	(33.1)	(66.9)	19.3
不動産業，物品賃貸業	100.0	56.8	(100.0)	(17.2)	(82.8)	43.2
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	70.5	(100.0)	(37.8)	(62.2)	29.5
宿泊業，飲食サービス業	100.0	85.8	(100.0)	(46.6)	(53.4)	14.2
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	70.1	(100.0)	(39.1)	(60.9)	29.9
教育，学習支援業	100.0	90.8	(100.0)	(51.7)	(48.3)	9.2
医療，福祉	100.0	85.2	(100.0)	(48.5)	(51.5)	14.8
複合サービス事業	100.0	84.9	(100.0)	(60.9)	(39.1)	15.1
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	64.2	(100.0)	(35.7)	(64.3)	35.8
< 労働組合の種類 >						
単位組織組合	100.0	72.4	(100.0)	(31.4)	(68.6)	27.6
支部等の単位扱組合	100.0	72.8	(100.0)	(45.9)	(54.1)	27.2
< 別組合の有無 >						
別組合あり	100.0	72.6	(100.0)	(44.7)	(55.3)	27.4
別組合なし	100.0	72.6	(100.0)	(38.4)	(61.6)	27.4
平成18年計	100.0	67.2	(100.0)	(19.1)	(80.9)	32.5

注：（ ）内の数値は、「パートタイム労働者がいる」計を 100とした数値である。

イ パートタイム労働者への労働協約の適用状況【一部新規調査項目】

パートタイム労働者への労働協約の適用状況をみると、「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」とする労働組合は41.9% [前回33.5%] となっているが、「パートタイム労働者の労働組合員がいる」労働組合では68.4%となっている。

パートタイム労働者に労働協約が適用される事項（複数回答）をみると、「人事等に関する事項」60.7%、「賃金に関する事項」78.6%、「労働時間・休日・休暇に関する事項」90.4%、「福利厚生に関する事項」73.2%、「安全衛生に関する事項」74.8%となっている。（第7表）

第7表 パートタイム労働者への労働協約の適用状況、適用事項別労働組合割合

区 分	パートタイム労働者がいる計	適用される事項（複数回答）								パートタイム労働者には全く適用されない	労働協約はない
		その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される	人事等に関する事項	賃金に関する事項	労働時間・休日・休暇に関する事項	福利厚生に関する事項	安全衛生に関する事項	労働協約はあるが、パートタイム労働者には全く適用されない			
								適用される	適用されない		
計	100.0	41.9	(100.0)	(60.7)	(78.6)	(90.4)	(73.2)	(74.8)	49.5	8.2	
< 企業規模 >											
5,000人以上	100.0	59.7	(100.0)	(78.9)	(86.3)	(89.1)	(78.5)	(83.6)	37.8	2.2	
1,000～4,999人	100.0	32.9	(100.0)	(69.7)	(80.5)	(92.2)	(80.9)	(76.4)	58.8	7.6	
500～999人	100.0	28.8	(100.0)	(35.5)	(40.3)	(90.3)	(70.6)	(72.2)	63.0	8.2	
300～499人	100.0	31.7	(100.0)	(53.7)	(78.6)	(98.1)	(75.3)	(67.1)	62.3	5.5	
100～299人	100.0	39.1	(100.0)	(37.6)	(68.6)	(89.0)	(67.1)	(68.1)	43.6	17.1	
30～99人	100.0	40.9	(100.0)	(47.7)	(87.1)	(89.7)	(59.1)	(63.4)	48.1	10.6	
< 産 業 >											
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	42.8	(100.0)	(21.6)	(48.1)	(84.4)	(58.4)	(62.7)	57.2	-	
建設業	100.0	34.1	(100.0)	(46.7)	(81.0)	(79.8)	(69.7)	(68.3)	64.1	1.8	
製造業	100.0	31.4	(100.0)	(45.9)	(71.6)	(91.2)	(69.5)	(79.1)	60.8	7.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.4	(100.0)	(63.0)	(84.4)	(95.3)	(62.5)	(91.0)	63.8	0.3	
情報通信業	100.0	51.4	(100.0)	(62.7)	(94.8)	(98.1)	(67.5)	(72.6)	45.2	3.4	
運輸業，郵便業	100.0	43.2	(100.0)	(58.5)	(78.7)	(97.1)	(79.2)	(75.4)	52.5	4.2	
卸売業，小売業	100.0	63.7	(100.0)	(78.3)	(76.8)	(85.5)	(81.4)	(80.9)	33.0	3.2	
金融業，保険業	100.0	29.6	(100.0)	(71.5)	(95.5)	(98.3)	(71.8)	(68.1)	65.1	5.3	
不動産業，物品賃貸業	100.0	7.7	(100.0)	(-)	(32.4)	(52.7)	(79.7)	(67.6)	76.7	15.6	
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	32.2	(100.0)	(54.3)	(73.5)	(74.3)	(69.5)	(66.4)	60.8	7.0	
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.1	(100.0)	(65.5)	(85.7)	(89.1)	(73.5)	(74.5)	52.5	9.8	
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	48.2	(100.0)	(44.7)	(58.8)	(77.1)	(47.3)	(45.3)	43.1	8.8	
教育，学習支援業	100.0	43.8	(100.0)	(63.7)	(78.2)	(78.9)	(46.7)	(37.3)	21.6	31.9	
医療，福祉	100.0	46.9	(100.0)	(49.1)	(84.1)	(89.2)	(66.6)	(66.7)	32.4	19.2	
複合サービス事業	100.0	56.0	(100.0)	(67.4)	(86.5)	(94.0)	(81.7)	(79.7)	25.6	17.3	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	40.2	(100.0)	(39.3)	(69.0)	(97.8)	(64.4)	(70.6)	36.5	23.3	
< 労働組合の種類 >											
単位組織組合	100.0	37.3	(100.0)	(47.2)	(75.1)	(87.2)	(65.1)	(67.7)	47.6	14.8	
支部等の単位別組合	100.0	45.8	(100.0)	(69.9)	(81.0)	(92.6)	(78.7)	(79.6)	51.1	2.7	
< 別組合の有無 >											
別組合あり	100.0	53.4	(100.0)	(56.5)	(88.9)	(94.6)	(68.7)	(65.1)	40.0	6.2	
別組合なし	100.0	40.2	(100.0)	(61.5)	(76.5)	(89.5)	(74.1)	(76.7)	50.9	8.5	
< パートタイム労働者の労働組合員の有無 >											
パートタイム労働者の労働組合員がいる	100.0	68.4	(100.0)	(70.1)	(86.3)	(90.8)	(75.1)	(74.7)	21.6	9.0	
パートタイム労働者の労働組合員がいない	100.0	24.8	(100.0)	(44.0)	(65.0)	(89.7)	(69.8)	(74.8)	67.5	7.7	
平成18年計	100.0	33.5	55.7	10.8	

注：1）表頭「パートタイム労働者がいる計」には労働協約の適用状況「不明」が含まれる。

2）表頭「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」には労働協約が適用される事項「不明」が含まれる。

3）（ ）内の数値は、「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」を100とした数値である。

(2) 有期契約労働者

ア 有期契約労働者の有無及び労働組合員の有無

労働組合が所属する事業所における有期契約労働者（パートタイム労働者を除く）の有無をみると、「有期契約労働者がいる」70.7% [前回 63.7%]、「有期契約労働者がいない」27.6% [前回 36.0%]となっている。

また、有期契約労働者がいる事業所について、有期契約労働者の労働組合員の有無についてみると、「有期契約労働者の労働組合員がいる」45.3% [前回 23.5%]、「有期契約労働者の労働組合員がいない」54.7% [前回 76.5%]となっている。（第8表）

第8表 有期契約労働者（パートタイム労働者を除く）の有無、労働組合員の有無別労働組合割合

区 分	計	有期契約労働者がいる			有期契約労働者の労働組合員がいない	
		有期契約労働者がいる	有期契約労働者の労働組合員がいる	有期契約労働者の労働組合員がいない	有期契約労働者がいない	
計	100.0	70.7	(100.0)	(45.3)	(54.7)	27.6
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	77.9	(100.0)	(64.0)	(36.0)	20.3
1,000～4,999人	100.0	76.8	(100.0)	(51.9)	(48.1)	20.9
500～999人	100.0	80.3	(100.0)	(38.7)	(61.3)	18.6
300～499人	100.0	63.9	(100.0)	(27.7)	(72.3)	35.6
100～299人	100.0	62.6	(100.0)	(37.3)	(62.7)	34.8
30～99人	100.0	59.7	(100.0)	(23.5)	(76.5)	38.8
< 産 業 >						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	64.6	(100.0)	(-)	(100.0)	35.4
建設業	100.0	62.5	(100.0)	(29.8)	(70.2)	34.9
製造業	100.0	67.2	(100.0)	(29.3)	(70.7)	32.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.7	(100.0)	(62.2)	(37.8)	41.0
情報通信業	100.0	79.9	(100.0)	(74.3)	(25.7)	19.3
運輸業，郵便業	100.0	70.6	(100.0)	(53.9)	(46.1)	27.8
卸売業，小売業	100.0	69.3	(100.0)	(54.4)	(45.6)	28.1
金融業，保険業	100.0	82.3	(100.0)	(45.6)	(54.4)	15.8
不動産業，物品賃貸業	100.0	84.2	(100.0)	(38.9)	(61.1)	13.1
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	72.9	(100.0)	(25.1)	(74.9)	26.1
宿泊業，飲食サービス業	100.0	71.5	(100.0)	(59.5)	(40.5)	24.5
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	76.1	(100.0)	(44.9)	(55.1)	19.9
教育，学習支援業	100.0	83.0	(100.0)	(48.6)	(51.4)	13.0
医療，福祉	100.0	69.3	(100.0)	(59.8)	(40.2)	26.4
複合サービス事業	100.0	78.7	(100.0)	(60.5)	(39.5)	17.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	72.8	(100.0)	(48.9)	(51.1)	26.1
< 労働組合の種類 >						
単位組織組合	100.0	64.5	(100.0)	(30.7)	(69.3)	33.4
支部等の単位別組合	100.0	75.9	(100.0)	(55.8)	(44.2)	22.6
< 別組合の有無 >						
別組合あり	100.0	71.8	(100.0)	(56.8)	(43.2)	26.4
別組合なし	100.0	70.5	(100.0)	(43.5)	(56.5)	27.7
平成18年計	100.0	63.7	(100.0)	(23.5)	(76.5)	36.0

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、「有期契約労働者がいる」計を100とした数値である。

イ 有期契約労働者への労働協約の適用状況【一部新規調査項目】

有期契約労働者への労働協約の適用状況を見ると、「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」とする労働組合は45.0% [前回42.7%] となっているが、「有期契約労働者の労働組合員がいる」労働組合では69.2%となっている。

有期契約労働者に労働協約が適用される事項(複数回答)を見ると、「人事等に関する事項」63.5%、「賃金に関する事項」79.0%、「労働時間・休日・休暇に関する事項」93.6%、「福利厚生に関する事項」76.2%、「安全衛生に関する事項」78.1%となっている。(第9表)

第9表 有期契約労働者(パートタイム労働者を除く)への労働協約の適用状況、適用事項別労働組合割合

(単位: %)

区 分	有期契約労働者がいる計	適用される事項(複数回答)							労働協約はあるが、有期契約労働者には全く適用されない	労働協約はない
		その全部又は一部が有期契約労働者に適用される	人事等に関する事項	賃金に関する事項	労働時間・休日・休暇に関する事項	福利厚生に関する事項	安全衛生に関する事項			
計	100.0	45.0	(100.0)	(63.5)	(79.0)	(93.6)	(76.2)	(78.1)	45.7	8.6
< 企業規模 >										
5,000人以上	100.0	61.3	(100.0)	(78.9)	(87.5)	(93.6)	(82.8)	(85.5)	35.6	2.5
1,000～4,999人	100.0	41.1	(100.0)	(60.6)	(89.1)	(95.4)	(71.4)	(70.4)	50.7	7.4
500～999人	100.0	38.3	(100.0)	(50.7)	(55.4)	(89.9)	(74.5)	(84.1)	53.2	8.5
300～499人	100.0	39.3	(100.0)	(58.9)	(82.5)	(96.3)	(85.8)	(69.0)	54.1	6.0
100～299人	100.0	38.5	(100.0)	(50.3)	(68.9)	(94.3)	(75.1)	(77.2)	42.9	18.6
30～99人	100.0	35.4	(100.0)	(47.9)	(63.3)	(90.4)	(56.4)	(67.6)	50.9	11.8
< 産 業 >										
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	51.5	(100.0)	(54.1)	(73.1)	(100.0)	(76.3)	(84.2)	48.5	-
建設業	100.0	24.5	(100.0)	(54.6)	(70.3)	(84.6)	(57.8)	(71.4)	68.5	7.1
製造業	100.0	33.7	(100.0)	(47.0)	(68.7)	(93.6)	(72.3)	(78.9)	58.2	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.6	(100.0)	(74.7)	(82.1)	(99.4)	(73.6)	(88.3)	62.1	0.3
情報通信業	100.0	60.2	(100.0)	(65.7)	(79.5)	(97.4)	(68.7)	(71.8)	33.5	4.3
運輸業, 郵便業	100.0	57.3	(100.0)	(58.1)	(81.3)	(95.7)	(77.3)	(75.5)	36.5	5.7
卸売業, 小売業	100.0	57.7	(100.0)	(87.5)	(85.1)	(88.7)	(84.3)	(85.4)	38.4	3.6
金融業, 保険業	100.0	41.9	(100.0)	(75.1)	(96.5)	(100.0)	(82.0)	(81.2)	53.3	4.8
不動産業, 物品賃貸業	100.0	19.9	(100.0)	(57.2)	(67.1)	(63.9)	(62.5)	(67.8)	60.3	19.8
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	29.4	(100.0)	(70.3)	(73.1)	(84.6)	(75.4)	(78.7)	65.4	4.3
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	49.9	(100.0)	(69.3)	(69.4)	(87.4)	(81.6)	(83.1)	41.1	8.3
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	54.9	(100.0)	(70.3)	(70.5)	(92.5)	(76.5)	(74.5)	38.0	7.1
教育, 学習支援業	100.0	49.3	(100.0)	(66.5)	(70.4)	(88.1)	(60.3)	(53.9)	18.9	30.0
医療, 福祉	100.0	48.0	(100.0)	(54.6)	(84.3)	(99.4)	(77.6)	(76.7)	27.2	20.3
複合サービス事業	100.0	54.5	(100.0)	(66.1)	(83.3)	(91.4)	(80.3)	(81.3)	27.3	17.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	36.6	(100.0)	(48.2)	(61.6)	(95.5)	(74.3)	(80.3)	34.0	29.4
< 労働組合の種類 >										
単位組織組合	100.0	34.4	(100.0)	(55.4)	(73.9)	(92.6)	(73.5)	(75.5)	48.7	16.6
支部等の単位扱組合	100.0	52.7	(100.0)	(67.3)	(81.4)	(94.0)	(77.5)	(79.3)	43.6	3.0
< 別組合の有無 >										
別組合あり	100.0	59.2	(100.0)	(68.1)	(88.9)	(97.7)	(78.2)	(75.3)	33.1	6.3
別組合なし	100.0	42.8	(100.0)	(62.5)	(76.8)	(92.7)	(75.8)	(78.7)	47.7	9.0
< 有期契約労働者の労働組合員の有無 >										
有期契約労働者の労働組合員がいる	100.0	69.2	(100.0)	(69.2)	(86.8)	(95.1)	(79.3)	(78.4)	21.8	7.7
有期契約労働者の労働組合員がいない	100.0	25.0	(100.0)	(50.4)	(61.0)	(90.1)	(69.2)	(77.5)	65.5	9.5
平成18年計	100.0	42.7	47.4	10.0

注: 1) 表頭「有期契約労働者がいる計」には労働協約の適用状況「不明」が含まれる。

2) 表頭「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」には労働協約が適用される事項「不明」が含まれる。

3) ()内の数値は、「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」を100とした数値である。

4 労働協約等の運営状況

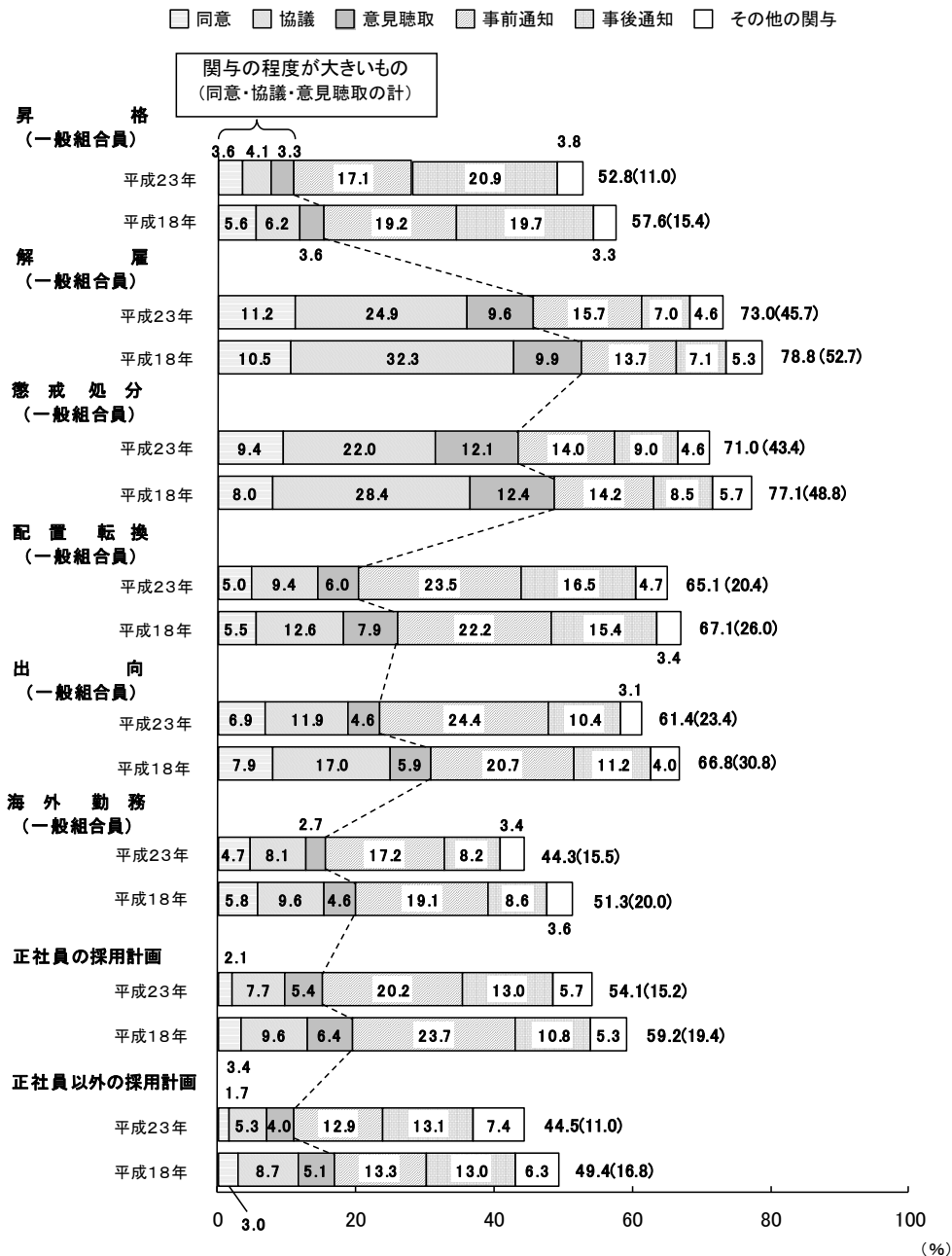
(1) 人事に関する事項についての労働組合の関与状況

一般組合員（組合役員を除く）の人事に関する事項について、労働組合の関与状況をみると、何らかの方法（「同意」、「協議」、「意見聴取」、「事前通知」、「事後通知」、「その他の関与」を合わせたものをいう。）で「関与している」労働組合の割合は、「解雇」73.0% [前回 78.8%]、「懲戒処分」71.0% [前回 77.1%]、「配置転換」65.1% [前回 67.1%] の順で高くなっている。

労働組合の関与の程度が大きいもの（「同意」、「協議」、「意見聴取」の計）の割合をみると、「解雇」45.7% [前回 52.7%]、「懲戒処分」43.4% [前回 48.8%] の順で高くなっている。

採用計画について、労働組合の関与状況をみると、何らかの方法で「関与している」労働組合は、「正社員の採用計画」54.1% [前回 59.2%]、「正社員以外の採用計画」44.5% [前回 49.4%] となっている。（第2図）

第2図 人事に関する事項についての労働組合の関与の程度別労働組合割合
(全数=100)



注：1) () なしの数値は、「不明」を含む全客体を100とした割合である。
2) () 内の数値は、「不明」を含む全客体を100とした労働組合の関与の程度が大きいもの（「同意」、「協議」、「意見聴取」の計）の割合である。

(2) 就業時間中の組合活動について

ア 就業時間中の組合活動に組合員が参加する場合の取扱い

(7) 組合大会等定期の会合では、「許可、届出等を要しないことができる」9.9% [前回 10.4%]、「届出、通知等をすればできる」49.3% [前回 55.9%]、「許可、承認等のあった場合できる」26.2% [前回 22.3%]、「全くできない」12.9% [前回 9.7%] となっている。

(イ) 教宣活動等日常の組合活動では、「許可、届出等を要しないことができる」14.7% [前回 16.3%]、「届出、通知等をすればできる」39.5% [前回 42.2%]、「許可、承認等のあった場合できる」29.4% [前回 26.4%]、「全くできない」14.0% [前回 13.4%] となっている。

イ 就業時間中の組合活動についての労働協約の規定の有無別にみると、「組合大会等定期の会合」、「教宣活動等日常の組合活動」のいずれの場合も、「届出、通知等をすればできる」、「許可、承認等のあった場合できる」において、労働協約の規定がある労働組合の方が高くなっている。(第10表、第3図)

第10表 就業時間中の組合活動に参加する場合の取扱い別労働組合割合

(単位：%)

区 分	計	許可、届出等を要しないことができる	届出、通知等をすればできる	許可、承認等のあった場合できる	全くできない
< 組合大会等定期の会合 > 計	100.0	9.9	49.3	26.2	12.9
就業時間中の組合活動について 労働協約の規定あり	100.0	10.1	50.9	27.2	10.3
労働協約の規定なし	100.0	10.8	45.6	22.1	21.1
< 教宣活動等日常の組合活動 > 計	100.0	14.7	39.5	29.4	14.0
就業時間中の組合活動について 労働協約の規定あり	100.0	11.9	42.1	32.5	11.7
労働協約の規定なし	100.0	23.2	30.4	23.1	21.9

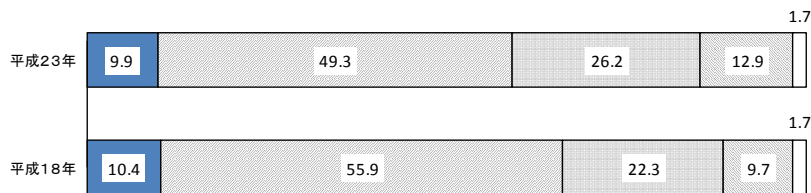
注：1) 表頭「計」には取扱い「不明」が含まれる。

2) 表側「計」には就業時間中の組合活動について労働協約の規定の有無「不明」が含まれる。

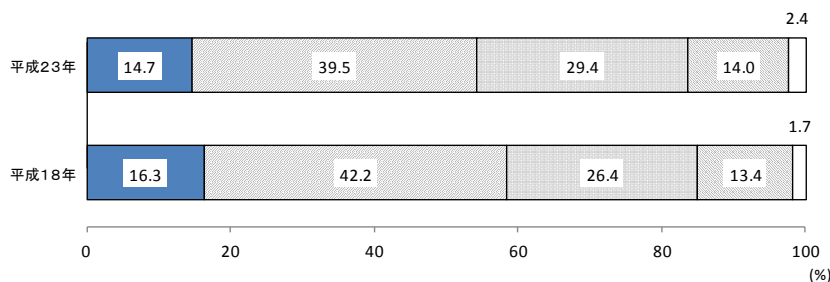
第3図 就業時間中の組合活動に参加する場合の取扱い別労働組合割合

■ 許可、届出等を要しないことができる ■ 届出、通知等をすればできる ■ 許可、承認等のあった場合できる
■ 全くできない □ 不明

組合大会等定期の会合



教宣活動等日常の組合活動



(3) チェック・オフ状況について

組合費のチェック・オフの状況をみると、組合費のチェック・オフが「行われている」労働組合は91.0% [前回93.5%]、「全く行われていない」労働組合は7.7% [前回4.6%]となっている。

チェック・オフが行われている労働組合のうち、「定期組合費以外についても行われている」労働組合は50.4% [前回54.3%]、「定期組合費のみについて行われている」労働組合は49.6% [前回45.7%]となっている。(第11表、第4図)

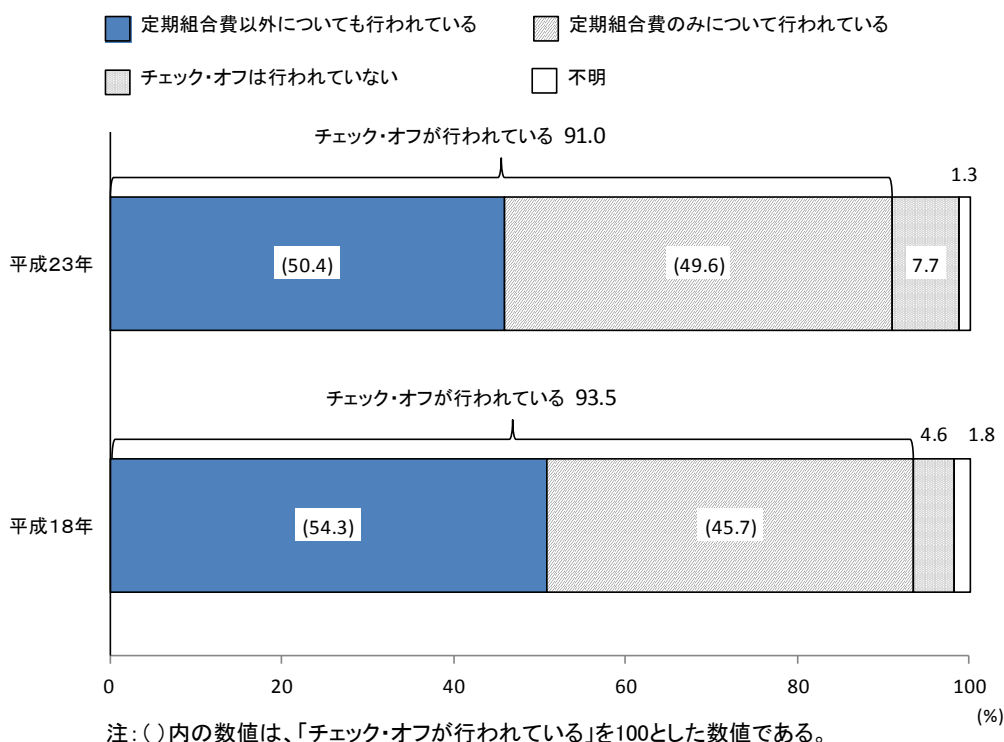
第11表 組合費のチェック・オフ状況別労働組合割合

区 分	計	(単位：%)			
		チェック・オフが行われている	定期組合費以外についても行われている	定期組合費のみについて行われている	チェック・オフは全く行われていない
計	100.0	91.0 (100.0)	(50.4)	(49.6)	7.7
< 企 業 規 模 >					
5,000 人 以 上	100.0	93.6 (100.0)	(54.5)	(45.5)	5.2
1,000 ～ 4,999 人	100.0	97.4 (100.0)	(56.1)	(43.9)	1.7
500 ～ 999 人	100.0	93.4 (100.0)	(52.4)	(47.6)	5.9
300 ～ 499 人	100.0	91.1 (100.0)	(46.0)	(54.0)	8.4
100 ～ 299 人	100.0	86.0 (100.0)	(48.2)	(51.8)	11.7
30 ～ 99 人	100.0	83.7 (100.0)	(39.1)	(60.9)	14.8

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、「チェック・オフが行われている」を100とした数値である。

第4図 組合費のチェック・オフ状況別労働組合割合



5 労使関係についての認識

労働組合における使用者側との労使関係についての認識をみると、「安定的に維持されている」50.2%、「おおむね安定的に維持されている」36.6%、「どちらともいえない」7.2%、「やや不安定である」3.3%、「不安定である」1.8%となっている（第12表、第5図）。

第12表 労使関係についての認識別労働組合割合

(単位：%)

区 分	総数	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
計	100.0	50.2	36.6	7.2	3.3	1.8
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	66.3	24.9	4.8	1.7	1.5
1,000～4,999人	100.0	60.5	34.2	2.7	1.4	0.7
500～999人	100.0	47.7	44.9	4.9	0.3	1.5
300～499人	100.0	42.7	42.1	9.8	1.5	3.9
100～299人	100.0	37.3	44.5	9.1	5.9	1.4
30～99人	100.0	34.3	39.3	14.0	8.1	3.0

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

第5図 労使関係についての認識別労働組合割合

